

岩手県教育委員会日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月29日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会日額旅費支給規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表第3（第2条関係）					別表第3（第2条関係）					
区分		日額		摘要	区分		日額		摘要	
[略]					[略]					
能力開発 発研修 及び専門 研修	宿泊 する 場合	公用の宿泊 施設その他 これに準ず る宿泊施設	[略]		[略]	能力開 発研修 及び専門 研修	宿泊 する 場合	公用の宿泊 施設その他 これに準ず る宿泊施設	[略]	
			岩手県立	3,000円					岩手県立	3,150円
			野外活動 センター						野外活動 センター	
			[略]						[略]	
[略]					[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。										

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。